

## 平成 20 年 9 月定例会提出議案の名称と概要

### 平成 19 年度決算関係

- 議案第 70 号 平成 19 年度北栄町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 71 号 平成 19 年度北栄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 72 号 平成 19 年度北栄町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 73 号 平成 19 年度北栄町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 74 号 平成 19 年度北栄町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 75 号 平成 19 年度北栄町高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 76 号 平成 19 年度北栄町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 77 号 平成 19 年度北栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 78 号 平成 19 年度北栄町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 79 号 平成 19 年度北栄町栄財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 80 号 平成 19 年度北栄町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 81 号 平成 19 年度北栄町大栄歴史文化学習館特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 82 号 平成 19 年度北栄町水道事業会計決算の認定について
- 報告第 6 号 健全化判断比率について
- 報告第 7 号 資金不足比率について

議案第 70 号～第 82 号及び報告第 6 号、第 7 号は「資料 2」による。

### 平成 20 年度予算関係

- 議案第 83 号 平成 20 年度北栄町一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 84 号 平成 20 年度北栄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 85 号 平成 20 年度北栄町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 86 号 平成 20 年度北栄町老人保健事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 87 号 平成 20 年度北栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 88 号 平成 20 年度北栄町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 83 号～第 88 号は「資料 1」による。

### 条例改正関係

- 議案第 89 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議会活動の範囲の明確化、議員の報酬に関する規定の整備により地方自治法の一部が改正され、議員の報酬等の支給方法等とその他の行政委員会の委員等の報酬等の支給方法等の根拠規定条項が分離、明文化されたことに伴い関係条例を改正するもの。（施行日 公布の日 適用 平成 20 年 9 月 1 日）

（関係条例）

- ・北栄町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

- ・北栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

#### 議案第 90 号 北栄町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 38 条により民法、また、整備法第 199 条により地方自治法が改正され、認可地縁団体の登録資格及び登録の抹消について、整備法改正前の民法の規定を準用していたものを、整備法改正後、民法の規定が廃止され、地方自治法に規定されることとなったことにより改正をするもの。（施行日 平成 20 年 12 月 1 日）

#### 議案第 91 号 北栄町税条例の一部を改正する条例の制定について

個人の町民税及び固定資産税第 7 期納期（12 月納期）について、「12 月 25 日まで」を「12 月 31 日まで」に改正するもの。（施行日 平成 21 年 4 月 1 日）

#### 議案第 92 号 北栄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

町税と同じく第 6 期納期（年末 12 月納期）について、「12 月 25 日まで」を「12 月 31 日まで」に改正するもの。また、納期ごとの分割金額を 100 円未満の端数処理（条例に規定がなく地方税法での 1,000 円未満としていた）とし、最初の納期に係る分割金額に合算する規定を設けるもの。（施行日 平成 21 年 4 月 1 日）

#### 議案第 93 号 北栄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

町税と同じく第 6 期納期（年末 12 月納期）について、「12 月 25 日まで」を「12 月 31 日まで」に改正するもの。（施行日 平成 21 年 4 月 1 日）

#### 議案第 94 号 北栄町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

町民に住民基本台帳カードを普及促進するため、平成 20 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間住民基本台帳カード交付手数料を無料とするもの。なお、無料化した場合、国から特別交付税 1 枚当たり 1,500 円の措置。（施行日 公布の日）

市町村長が戸籍事項に関し条例で定めるところにより無料で証明を行うことができると規定されている法律について、条例別表第 2（第 6 条関係）を改正するもの。

（施行日 平成 20 年 12 月 18 日）

- ・オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（新規）
- ・犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（名称変更）

#### その他

#### 議案第 95 号 二級河川の指定に関する意見について

河川法第 5 条の規定に基づき、北条川放水路を二級河川に指定することについて、鳥取県知事から北栄町長へ意見を求められ、その回答について議会の議決を求めるもの。